

家畜衛生だより

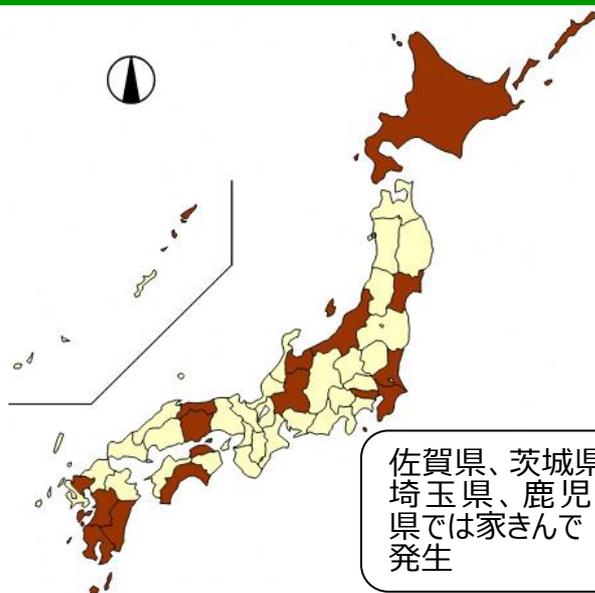
R5-44 令和5年12月 発行

置賜家畜保健衛生所
置賜家畜衛生指導協会
〒999-2232 南陽市三間通 444
TEL 0238-43-3217
FAX 0238-43-5249

死亡野鳥等から 高病原性鳥インフルエンザ感染事例 が続いています！！

◆ 死亡野鳥等での高病原性鳥インフルエンザ感染事例は、今シーズン、全国各地で、**65例**（死亡もしくは衰弱野鳥；**55例**、環境材料**10例**）が確認されています（12月15日現在）。

◆ 現在、疑い事例として検査中の事例もあり、今後も感染が続く恐れがあります。



以下の衛生管理について、再徹底をお願いします！！

1. 衛生管理区域※に立ち入る者や車両への対策

- ①立ち入る者の手指消毒等 手の洗淨・消毒スプレーの使用
 - ②衣類や靴の消毒・専用化 専用衣類、靴の使用
 - ③区域に立ち入る車両消毒等 出入口での消石灰散布や蓄圧式消毒器の設置
- ※衛生管理区域とは、「病原体の侵入を防止するために、衛生的な管理が必要な区域」をいいます。

2. 鶏舎に立ち入る者への対策

- ①立ち入る者の手指消毒等 消毒スプレーの使用や専用の手袋の使用
- ②専用の靴の設置及び使用 鶏舎毎の専用長靴の使用

3. 野生動物侵入防止対策

- ①野生動物侵入防止のためのネット等設置、点検及び修繕
鶏舎、堆肥舎、飼料保管庫等に野鳥やたぬき、いたち等が侵入しないように、ネットを設置（網目2cm以下）し、壁等の破損箇所は修繕しましょう。
- ②ねずみ及び害虫の駆除
殺鼠剤、粘着シートにより、ねずみやハエを駆除しましょう。



飼養鶏等に異常があった場合は家畜保健衛生所に早期通報願います！！

平日の日中 0238-43-3217 夜間・休日 080-1840-0705